



特集
衣服を通して
考える人権

今、あなたはどんな服を着ているのでしょうか？なぜ、その服を着ているのでしょうか？
仕事だから。学校に行くから。外出するから。運動するから。今日は一日家に居るから。
もう寝るから。今日は寒いから。オシャレが好きだから。服装にこだわりがないから。
他人に良い印象を与えたいから。ルールで決まっているから。仕方がないから。私らし
いから。

私たちが日々生きていくために欠かすことのできない衣服。今回の特集では、衣服を
通していくつかの人権や人権問題について考えます。

とり助

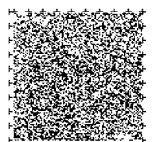


ふらっちょー

鳥取県人権文化センター
人権啓発キャラクター

Uni-Voice

文字情報を音声で読み上げるための「音声コード」です。
スマートフォンをお持ちの方は音声コードリーダーアプリ
「Uni-Voice」(iOS/Android版)、又は「Uni-Voice Blind」
(iOS版のみ)をインストールしてご利用ください。



風邪引かないようにって、
本気で言ってるの？

どうして大人はよくて
子どもはダメなの？



「子どもに最も善いこと」を、子どもと一緒に考えよう

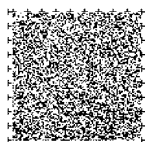
あなたは中高生の頃、どのような防寒着を着て通学していたでしょうか？学校指定のものを着ていた人もいれば、好きなものを自由に着ていたという人もいるでしょう。あるいは、「学校にコートを置くスペースがなかった」、「誰も着ていなかった」、「校則で認められていなかった」等の理由で、防寒着を着なかったという人もいるかもしれません。実際、今も全国の中学校や高校の中には、校則でコート等の着用が認められていなかったり、防寒とはほど遠い学校指定のものしか着用が認められていなかったりするところもあります。

気候や温度、体調に合った服装をすることは、自分の身体や健康、ひいては命を守るために必要なことです。被服には暑さや寒さ等の自然環境や外的刺激から身体を守る機能があります。しかし、「校則」という独自のルールで、その機能を制限しなければならないのはなぜでしょうか。

防寒着に限らず、制服や靴下、下着に至るまで、生徒の服装に関して事細かに校則で決めている学校は多々あります。理由は様々でしょうが、中には合理的とは言えないものもあるのではないのでしょうか。昨今、そうした校則を変えていこうという動きが各地で見られます。生徒の主体性を重んじながら、先生や保護者が連携して取り組んでいる学校がある一方、子どもの切実な訴えに対し、真摯に向き合おうとしない大人もいるようです。

令和5年4月に施行された「こども基本法」には、全ての子どもに意見を表明する機会を保障し、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう記されています。

校則のような、今の自分の生活や人生に深く関わることについて意見を述べたり、改善のために要求したり行動したりすることは、子どもが持っている権利です。その声や願いを無視したり否定したりすることは、子どもの人権を軽視している態度だと言わざるを得ません。年齢や立場の違いはあれ、子どもも大人も対等な人と人です。子どもに関わることを考えるとき、「人権」が基本であることを忘れないようにしましょう。



スカートなんか履きたくない

本当はスカートが履きたい



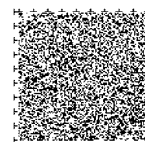
私が、私として生きていくために

出生時に割り当てられた身体の性と、自分が認識している性（性自認）が一致しないという感覚がある人を、トランスジェンダーといいます。身体の性が男性で性自認が女性の人を「M+Fトランスジェンダー」、身体の性が女性で性自認が男性の人を「F+Mトランスジェンダー」、性自認が男性／女性のいずれかとは認識していない状態の人を「Xジェンダー」と呼ぶこともあります。

昨今、全国の中学校や高校において、全ての生徒が自分の望む制服を選択できるよう、ジェンダーレスや多様性に配慮した制服を採用する学校が増加しています。これは、トランスジェンダーの生徒が性自認に基づいた制服を着用することを「特別な目」で見られたり、本人が望まない形でのカミングアウトにならないようにするための配慮でもあるようです。しかし、男女ともにスカートかスラックスを選択できる学校であっても、「スカートは女性が履くもの」という「常識」が浸透している社会で、学校の中だけでなく、登下校の時間にスカートを履こうと思う男子はほとんどいないのが現状でしょう。

トランスジェンダーの生徒が、親や先生、友人等、周囲の人に自らのセクシュアリティ（性のあり方）をカミングアウトしたり、性自認に基づいた制服や体操着を着用したりすることは、決して容易なことではありません。中には望まない服装をしなければならない苦痛から、不登校になったり、自死を考えるほどに追い込まれたりする人もいます。大人になってからも、男性はスーツにネクタイ、女性は制服のスカートにヒール靴のように、男女二元論に基づいた装いが当然だったり、求められたりする場面は多々あります。それが苦痛で、就職活動に支障をきたしたり、退職せざるを得ない人もいます。

トランスジェンダーの人に限らず、「当たり前」や「常識」の皮を被った、押しつけの「男らしさ／女らしさ」に生きづらさを感じている人はたくさんいます。どんなセクシュアリティの人であっても、「私が、私として」、自分の人生を安心して幸せに生きていくためには、ジェンダーや性的マイノリティの人権について社会全体で理解を深めるとともに、「当たり前」や「普通」を問い直し、ルールや制度を変えていく必要があります。



年甲斐がないとか、
世間体とか言わないでよ

このスタイルが
私らしくて大好き!



「らしさ」って何だろう？

「自分らしい、好きな服を着て出かけた！」

「新しいスタイルにチャレンジしたい！」

そう思って服を選ぼうとしても、他者の視線が気になって、好みの服を着ることを我慢したり、諦めたりすることはないでしょうか？例えば、「好きな服を着たら、周囲から浮いてしまうかもしれない」、「同性の友だちによく思われないかもしれない」、「田舎でこんな格好をしたらきつと悪目立ちする」、「ダサイと思われたくない」、「みんなと同じような格好が安心」等。

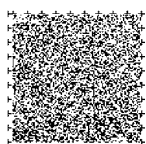
他にも、「いい歳なんだから年相応の格好をしないと」「もうオバサンなんだからミニスカートなんて履いちゃダメでしょ」「若いんだから、もっと明るい色の服を着なきゃ」等、年齢を理由に、自分が何を着るか、着ないかを決めたり、他者の服装を否定的に見たりすることはないでしょうか。

服装に限らず、「高齢者だから（のくせに）」、「子どもだから（のくせに）」、「〇〇世代は」と、年齢や世代を基に自分や他者の行動を制限したり、年齢や世代を聞いて何となく思い浮かぶ「らしさ」を受け入れたり押しつけていたりしていることはないでしょうか？

それによって、例えば、高齢者の就業の機会が奪われたり、「子どもにはどうせわからないから」と、意思決定の場に参加できなかつたりする等、年齢によって能力が判断され、排除されるということがあります。

年齢を基準にした固定観念や偏見、差別のことを、「エイジズム」と言います。

エイジズムは、私たちの社会の隅々にはびこっています。年齢を理由に、個人の行動や可能性が制限されたり、「自分らしさ」が否定されない社会をつくるためには、日頃から周囲の人と共に、属性（年齢や性別、出身地、職業等）によって、個人の特性や能力等を判断していないか、振り返ったり、指摘し合ったりすることが大切です。



安いから、とりあえず
いっぱい買った



昨年買った服だけど、
もう着ないし



衣服の大量生産・大量消費・大量廃棄のウラ側で…

あなたは毎年どのくらいの頻度で、何枚くらい服を買っているのでしょうか？1年以上着ていない服はどれくらいありますか？そして、毎年、何枚の服をどのような形で手放しているのでしょうか？

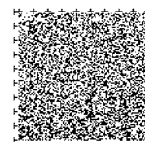
環境省の2022年度調査※によると、1人当たり（年間平均）の服の購入枚数は約18枚、1年間1度も着ていない服は35枚、手放す服は15枚。手放す服の多くがゴミとして捨てられ、焼却処分・埋め立て処分されています。そしてその量は年間約45万トンにも及びます。現代社会を生きる私たちは、流行の服を安く気軽に購入することができるようになりました。そして、気軽に廃棄している現実があります。

アパレル産業は「世界第2位の環境汚染産業」と言われています。服の製造から廃棄までには、原材料の生産・調達、紡績、染色、裁断・縫製、輸送、販売、廃棄といったいくつもの工程があり、それぞれの段階で大きな環境負荷が生じています。また、服の大量生産、大量消費、大量廃棄の裏には、環境問題だけでなく、様々な人権問題も生じています。

例えば、原材料生産時に散布する大量の農薬や、染色時の化学薬品による労働者への健康被害、縫製工場の不十分な安全管理や低賃金、長時間労働、ハラスメントの問題等があります。日本で売られている衣料品のほとんどが海外で作られています。今、自分が着ている1枚ができるまでには、過酷な労働条件の下で働かざるを得ない人々がいる可能性があるのです。

私たちが生きていくために欠かすことのできない衣類。今、アパレル企業は環境負荷の軽減と労働問題の解決をめざして様々な取り組みを進めています。こうした動きに注目しながら、服の購入や利用、廃棄の仕方を一人ひとりが見直していく必要があります。今日の私の選択が、地球にも誰にとってもより良い未来となるために。

※環境省（環境省_サステナブルファッション (env.go.jp)）



「とっとり安心ファミリーシップ制度」スタート!

県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、みんなが安心して自分らしく暮らせる社会を実現するため、「とっとり安心ファミリーシップ制度」を設けました。

とっとり安心ファミリーシップ制度とは

お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティ※のカップルが相互に協力し合う関係またはその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、県がその届出を受理したことを証明する制度です。市町村等と連携しながらサービス提供を行います。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではないため、法律上の効果はありませんが、お二人やそのご家族の意思を尊重するとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指していきます。

※性的マイノリティとは、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性に限らない方、性自認（自己の属する性別についての認識）が戸籍上の性と一致しない方、自身の性を認識していない方等をいいます。



» ○届出をすることができるカップル

次のいずれにも該当する性的マイノリティのカップルが対象です。

- 1 双方が民法に規定する成年に達していること。（18歳以上）
- 2 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。）がないこと。
- 3 双方がともに届出をしようとする相手以外との届出をしていないこと。
- 4 相手方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。）でないこと。
ただし、養子縁組によって近親者となった方は除きます。
- 5 双方もしくはいずれか一方が県内に住所を有し、または県内への転入を予定していること。

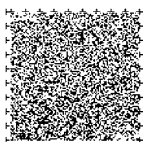
届出は電子申請、郵送又は持参にて受け付けています。届出を受理したのち、届出受理証明書を（希望者には携帯用カードも併せて）交付します。

届出書類の入手・利用できるサービスなど、詳しくはとっとりネット(県HP)をご確認ください。

○届出受理証明書（携帯用カード含む）の提示を受けた皆様へ

本人の意に反して、他人にその利用に係る情報を流すことは、アウトティング（暴露）になりますので、この取組の趣旨を十分にご理解いただき、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。

とっとりネットへは
こちらから



性的マイノリティについての認知は広がりつつありますが、依然として社会の理解は進んでおらず、当事者は未だに偏見や差別により、精神的な苦痛を受け、社会生活においても様々な困難を抱えがちな現状があります。

令和5年6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号）が成立・施行されました。

本県は、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しています。

性の多様性を理解し行動するための心得

その1 性の多様性を理解し、正しい知識を身に付ける

性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わることであるため、LGBTQをはじめ、性的指向や性自認に関する知識を持ち、性的マイノリティの人々の存在や悩みに気づくことが大切です。

その2 性のあり方は多様であることに配慮した言動をする

周囲に性的マイノリティの人々が“いない”のではなく、“本人が言えない”“見えていない”だけかもしれません。例えば、性的指向や性自認などについて面白がって話すようなことはしない、性別を決めつけないなど、性のあり方が多様であることに配慮した言動をしましょう。

その3 カミングアウトや相談を受けた場合は、真摯に受け止め、アウティング（暴露）は絶対にしない

カミングアウトや相談を受けた際は、例えば、「打ち明けてくれてありがとう」と伝える。何に困っているのかしっかり聞くなど、性的マイノリティの人々の思いを受け止めることが大切です。

またプライバシーに配慮することもとても重要で、当事者本人の性的指向や性自認について、周囲と情報共有が必要な場合は、必ず本人の同意のうえ行うこととし、本人の了解なく周りの人につたえること（アウティング）は絶対にしてはいけません。本人の思いを真摯に受け止める姿勢、寄り添う姿勢で対応しましょう。

鳥取県では、性自認や性的指向についてお悩みの方や、ご家族、友人からのご相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口

電話 0120-65-1010

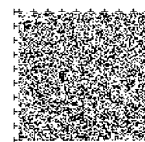
相談日

毎月第1・3水曜日 18:00～20:00

第2・4土曜日 15:00～17:00

問合せ先

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課
TEL 0857-26-7121 FAX 0857-26-8138



ふらっと おすすめDVD



労働・企業

アンコンシャス・バイアス
ハラスメントの裏に潜む無意識の偏見
職場のコミュニケーション向上のヒント (上映時間：24分)

登場人物の視点や立場が変化する構成によって「無意識の偏見」が見える化され、どのようにバイアスと向き合っていくかを自分ごととして考えることができる内容です。職場のコミュニケーションを見直すきっかけになるドラマ作品です。



部落問題

シリーズ映像でみる人権の歴史 第10巻
差別のない社会へ ー私たちはどう生きるかー (上映時間：20分)

子どもたちが、被差別部落出身者等のゲストティーチャーとの出会いを通じて社会にある差別に気づき、よりよい生き方を目指す姿が描かれています。現代社会に残る差別を解決していくために自分には何が出来るかを考えるドラマ形式の教材です。



LINE公式アカウント友だち募集中

- 本・コミックス・DVDの新着情報をいち早くお届けします
- 資料の貸出予約もできて簡単便利
- 展示・イベント情報も公開中



QRコード

ID:@909szxqr

【開館時間】 9時～17時
 【休館日】 祝日、年末年始、
 県民ふれあい会館の休館日
 【TEL】 0857-27-2010
 【FAX】 0857-21-1714
 【E-mail】 furatto@tottori-jinken.org



ふらっとHP

● 本・DVDの貸出冊数、期間

	本		DVD	
個人	10冊	2週間	2本	2週間
団体	50冊	4週間		

● 駐車場について

県民ふれあい会館駐車場が満車の場合は、日本海新聞本社ビル駐車場をご利用ください。利用時間に応じて駐車場の無料サービス券をお渡しします。必ず駐車券をご提示ください。

今後の情報誌作成の参考とさせていただきますため、本誌に関するご意見・ご感想をお寄せください。



とっとり人権情報誌



発行

公益社団法人 鳥取県人権文化センター

〒680-0846 鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)2階
 【TEL】 0857-21-1712 【人権相談専用TEL】 0857-21-1713
 【FAX】 0857-21-1714 【E-mail】 t-jinken@tottori-jinken.org
 【HP】 https://tottori-jinken.org



センター HP

